

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会

(神奈川県担当部会)

令和3年7月29日答申分

○答申の概要

年金記録の訂正を不要としたもの 2件

国民年金関係 1件

厚生年金保険関係 1件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100024号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(国)第2100005号

第1 結論

昭和53年*月から昭和56年1月までの請求期間について、国民年金保険料を納付した期間に訂正することを認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和33年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 昭和53年*月から昭和56年1月まで

私は、20歳になった昭和53年*月頃に、A市内のB出張所で国民年金の加入手続を行い、同出張所において、請求期間の国民年金保険料を毎月か数か月分まとめて納期限内に納付した。勤めていた飲食店を辞めた昭和56年2月からは保険料を納付していないが、請求期間の保険料が未納になっているのは納得できないので、調査の上、当該期間を国民年金の納付済期間として、認めてほしい。

第3 判断の理由

請求者は、20歳になった昭和53年*月頃に、A市内のB出張所で国民年金の加入手続を行ったと主張しているが、請求者の国民年金手帳記号番号(*)は、C市で払い出された番号であることが確認できる上、請求者の国民年金手帳記号番号の前後の番号が付与された被保険者の記録から、請求者の加入手続が行われた時期は、平成2年11月ないし同年12月頃と推認され、請求者の主張する手続場所及び手続時期と一致しない。

また、請求者は、請求期間の国民年金保険料について、A市内のB出張所で、毎月か数か月分をまとめて納期限内に納付したと主張しているが、前述の推認される加入手続時期からすると、請求者は、請求期間当時は国民年金に未加入であり、制度上、保険料を納付することはできない。

さらに、請求者の主張のとおり、請求期間の国民年金保険料を納付するためには、請求期間当時、国民年金手帳記号番号が払い出されている必要があるが、社会保険オンラインシステムによる氏名検索及び国民年金手帳記号番号払出簿検索システムによる調査の結果においても、請求者に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた形跡は見当たらない。

そのほか、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)がなく、当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

ない。

これら請求内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、請求者が請求期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第2100020号

厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第2100029号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和35年生
住所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成16年12月

請求期間において、A社から賞与が支給され、厚生年金保険料が控除されていたと思うが、厚生年金保険の記録では、当該期間の標準賞与額の記録がない。

調査の上、請求期間の標準賞与額に係る記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社の事業主は、請求期間に係る賃金台帳等の資料を保管していないため、請求者の当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除については不明である旨回答している上、同社が加入するB健康保険組合は、請求者の当該期間に係る賞与の記録はない旨回答している。

また、請求者がA社の給与及び賞与の振込先であったとする金融機関は、保存期限経過により請求者の請求期間に係る預金口座に関する記録はない旨回答していることから、請求者の当該期間に係る賞与が振り込まれていたことを確認することができない。

さらに、請求者は、同僚に対する照会を希望していないことから、A社において請求期間に厚生年金保険被保険者記録が確認できる同僚に対して照会することができず、当該期間に係る賞与の支給及び厚生年金保険料の控除について確認することができない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。